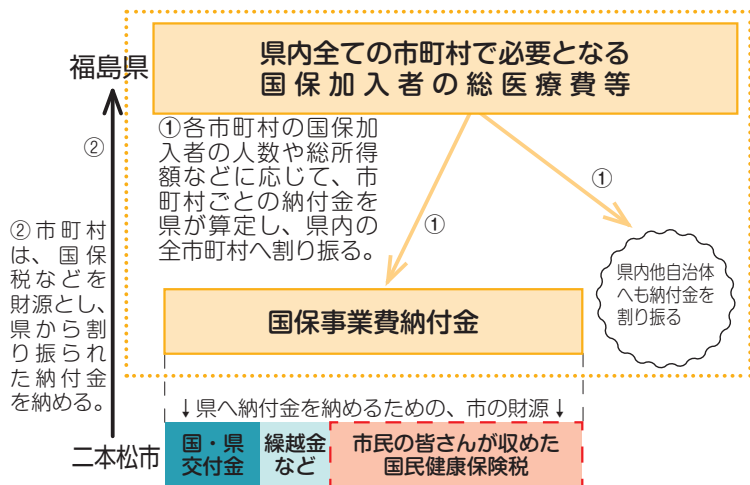


国民健康保険税の

税率等が

変わります

【図1】市全体の国民健康保険税額算出イメージ



【表1】平成30年度 国民健康保険税の税率等

	①医療分	②後期高齢者支援金分	③介護納付金分
所得割額	6.90% (▲0.12%)	2.76% (+0.22%)	2.81% (▲0.03%)
一人当たりの均等割額	24,200円 (▲2,600円)	9,600円 (▲100円)	11,900円 (▲1,400円)
世帯当たりの平等割額	17,800円 (▲2,300円)	7,000円 (+100円)	6,100円 (▲800円)
世帯当たりの課税限度額	580,000円 (+40,000円)	190,000円 (±0円)	160,000円 (±0円)

※()内の数値は、前年度と比較した場合の増減値。

年齢ごとの納付内訳

国民健康保険税は、加入者の年齢によって納める内容が異なります(上の表の①~③で表記すると次のとおり)。

40歳未満…①+②

40~64歳…①+②+③

65~74歳…①+②※介護納付金分は別に納付

【表2】低所得者の軽減措置

		軽減判定所得額
5割軽減対象世帯	変更前	330,000円+270,000円×(A+B)
	変更後	330,000円+275,000円×(A+B)
2割軽減対象世帯	変更前	330,000円+490,000円×(A+B)
	変更後	330,000円+500,000円×(A+B)

※A = 被保険者数 B = 特定同一世帯所属者数

※「特定同一世帯所属者」とは、国保から後期高齢者医療制度へ移行された方で、後期高齢者医療の被保険者となった後も継続して同一の世帯に属する方をいいます。

国民健康保険は、被保険者の方々の医療費を支払うため、被保険者の皆さまに納めていただく国民健康保険税と国・県等の公費負担などの収入により運営されています。平成30年度からは、国民健康保険が広域化され、県も保険者として財政運営の責任主体となったことから、市町村の保険給

付にかかる費用は、県からの交付金によって賄われることになりました。これに対し市町村は、県に対して国保事業費納付金を納付することになったため、平成30年度からの国民健康保険の税率は、県から示された国保事業費納付金の額から国・県等の公費負担などの収入を差し引いた分を賄える

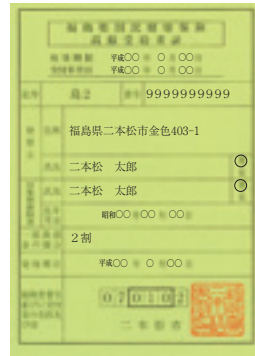
ように決定することになります(【図1】参照)。平成30年度の税率【表1】を改めるに当たっては、平成29年度からの繰越金について、来年度以降の国保税率上昇を緩和するための財源として財政調整基金へ積み立てるほか、その一部(7千5百万円)を県へ納める納付金に充当することによ

り(【図1】の繰越金)、今年度の税負担の軽減を図りました。また、低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡充するため、国民健康保険税の5割軽減および2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げを行います(【表2】のとおりです)。

国民健康保険高齢受給者証の更新について

70歳から74歳の方で国民健康保険加入者の方に、新しい有効期間の高齢受給者証を郵送しております。

8月1日以降に医療機関を受診される場合には、新しい高齢受給者証を国民健康保険被保険者証と一緒にご提示ください。



限度額適用認定証をお持ちの方へ

限度額適用認定証の更新日は毎年8月1日となっております。引き続き高額な医療費が見込まれる方で、まだ更新の手続きを済まされていない方は、現在手元にある限度額適用認定証、国民健康保険被保険者証、はんこをお持ちの上、交付申請をしてください。

まだ限度額適用認定証をお持ちでない方で、今後高額な医療費が見込まれる方は、限度額適用認定証を提示することで、入院、外来を問わず医療機関での自己負担額が世帯に応じた一定額まで引き下げられますので、限度額適用認定証の交付についてはお問い合わせください。

本松市国民健康保険健康マイレージ事業

平成27年度から実施している国民健康保険健康マイレージを今年度も実施します。この事業は、自主的な健康づくりの実践や特定健康診査の受診に対応してポイントを付与し、一定のポイントに達した方へ市から記念品を贈呈するものです。

健康づくりのためには、日々の運動やメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査の受診が必要です。被保険者の皆さんが健康であることは、国民健康保険税の負担の軽減にもつながります。ぜひこの機会に、自主的な健康づくりに取り組んでみませんか。

対象者 40歳から74歳までの二本松市の国民健康保険被保険者の方

参加方法 特定健康診査の受診録に同一封してある平成30年度二本松市国民健康保険健康マイレージ・チャレンジシートに、日々の運動等を記録していただくだけです(詳細はチャレンジシートをご覧ください)。

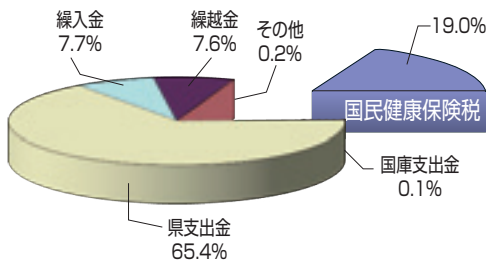


国民健康保険特別会計 平成30年度予算(本算定)決定

本算定後の平成30年度予算の内訳は下の円グラフのとおりで、予算総額は59億6,250万2千円となります。

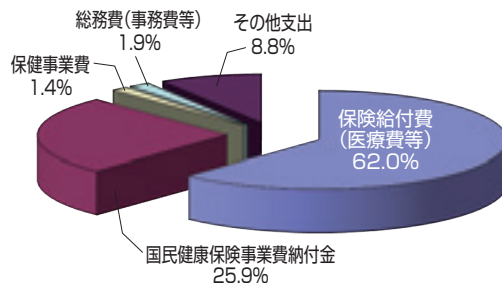
歳入

歳入予算総額に占める国民健康保険税の割合は19%で、予算額は11億3,522万1千円となる。



歳出

歳出総額に占める保険給付費(医療費等)の予算額は36億9,545万3千円で、全体の62%を占める。



国民健康保険特別会計は、例年6月の議会に補正予算を提出しています。これは、5月になると前年度の決算見込み額が明らかになることから、その額をもとに、改めて当該年度の予算額を算定するからなんです。



平成29年度の歳入歳出差引額は、4億5千万円を超える黒字となりましたが、医療の高度化や加入者の高齢化により医療費が増加傾向にあるため、国民健康保険の運営は決して余裕のある状況ではありません。

今後も引き続き、医療費の適正化、保健事業の推進等の取り組みを行うことにより、医療費の増加を抑制しながら、安定した国民健康保険の運営に努めてまいります。

◎問い合わせ:

・資格、給付および健康マイレージ
 国民年金課 国民年金係
 ☎(55)5106

・課税額など
 税務課市民税係
 ☎(55)5085

・納税など
 税務課収納係
 ☎(55)5087